「一　入港禁止の理由」中、「並びに平成二十八年三月二日（ニューヨーク時間）に採択された国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号」を「、平成二十八年三月二日（ニューヨーク時間）に国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号が採択されたこと並びに平成二十八年九月九日に北朝鮮が核実験を実施したこと」に改める。

「三　特定船舶」を次のように改める。

(一)　北朝鮮籍のすべての船舶

(二)　外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成二十八年二月十九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの

(三)　国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号八（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（上記（一）又は（二）に該当する船舶を除く。）

(四)　日本の国籍を有する船舶のうち、平成二十八年十二月九日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（上記（三）に該当する船舶を除く。）

「四　入港禁止の期間」を次のように改める。

(一)　については、平成十八年十月十四日から平成二十九年四月十三日までの間。ただし、万景峰九十二号（北朝鮮船籍船舶、貨客船）については、平成十八年十月十三日から平成二十九年四月十三日までの間。

(二)　については、平成二十八年二月二十日から平成二十九年四月十三日までの間。

(三)　については、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月十三日までの間。ただし、平成二十八年四月一日以降に（三）の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成二十九年四月十三日までの間。

(四)　については、平成二十八年十二月十日から平成二十九年四月十三日までの間。

「五　法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日」を次のように改める。

(二)　については平成二十八年二月十九日。

(四)　については平成二十八年十二月九日。

「六　法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日」を次のように改める。

平成二十八年十二月九日以降に（三）の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日。(四)については平成二十八年十二月十日。

○外務省告示第四百六十三号

平成二十八年十一月三十日、国際連合安全保障理事会において、北朝鮮による平成二十八年九月九日の核実験を関連する安保理決議違反であると認定し、北朝鮮に対する制裁を大幅に追加・強化する次の決議が全会一致で採択された。

平成二十八年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

二千十六年十一月三十日に国際連合安全保障理事会がその第七千八百二十一回会合において採択した決議第二千三百二十一号（二千十六年）

安全保障理事会は、

決議第八百二十五号（千九百九十三年）、第千五百四十号（二千四年）、第千六百九十五号（二千六年）、第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第千八百八十七号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及び第二千二百七十号（二千十六年）を含むこれまでの関連する決議並びに二千六年十月六日の議長声明（S／PRST／二〇〇六／四一）、二千九年四月十三日の議長声明（S／PRST／二〇〇九／七）及び二千十二年四月十六日の議長声明（S／PRST／二〇一二／一三）を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

二千十六年九月九日に北朝鮮により決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及び第二千二百七十号（二千十六年）に違反して実施された核実験、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約（NPT）及び核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、その最も重大な懸念を表明し、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調し、

また、この決議により課される措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調し、

北朝鮮が、度重なる弾道ミサイルの発射及び発射の試みを通じて関連する安全保障理事会決議に違反し続けてきたことに深刻な懸念を表明し、全てのこのような弾道ミサイル活動は北朝鮮の核兵器運搬システムの開発に貢献するとともに、地域内外の緊張を高めるものであることに留意し、

北朝鮮が、外交及び領事関係に関するウィーン条約の下に与えられた特権及び免除を濫用していることへの懸念を引き続き表明し、

北朝鮮市民の需要が満たされていない中で、北朝鮮の禁止された武器販売が、核兵器及び弾道ミサイルの追求に流用される収入を生み出してきたことに対し、強い懸念を表明し、

北朝鮮の実施中の核及び弾道ミサイル関連活動が地域内外の緊張を更に増大させていることに最も深刻な懸念を表明するとともに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四十一条に基づく措置をとって、

1．北朝鮮が、安全保障理事会の決議に違反し、甚だしく無視して、二千十六年九月九日に核実験を実施したことを最も強い表現で非難する。

2．北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止し、及びこの文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認し、全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄し、全ての関連する活動を直ちに停止するとともに、その他の全ての既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとの決定を再確認する。

3．決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定に定める措置は、この決議の附属書Ⅰ及びⅡに記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するいかなる個人又は団体並びにそれらにより所有され又は管理される団体（不正な手段を通じたものを含む。）にも適用されることを決定するとともに、さらに、決議第千七百十八号（二千六年）8（e）の規定に定める措置は、この決議の附属書Ⅰに記載される個人及びそれらの代理として又はそれらの指示により行動する個人にも適用されることを決定する。

4．決議第千七百十八号（二千六年）8（a）、8（b）及び8（c）の規定により課された措置が、この決議の附属書Ⅲに記載された品目、資材、機材、物品及び技術にも適用されることを決定する。